平成31年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	26							<u>府 省</u>	庁 名	国土交通省
対象税目		個ノ	人住民税	法人住民税	事業税	不動産取得税	固定資産税	事業所稅	その他()
要望 項目名		消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策								
要望内容(概要)		前回の消費税率引上げ時に住宅に係る駆け込み需要とその反動減が生じたことを踏まえ、2019 年 10 月の消費税率引上げに際し需要変動の平準化に万全を期すため、住宅取得者の負担の増加等を勘案しつつ、住宅の取得について、住宅ローン減税の拡充等の税制措置及び財政措置を含めた総合的かつ十分な対策を講ずる。								
関係	条文									
減 [.] 見辺			77年度] 故正増減4	_ 収額] —	(-	-) [平年度]	_	(–)	(単位:百万円)
要望		(1) 政策目的 前回の消費税率引上げ時に住宅に係る駆け込み需要とその反動減が生じたことを踏まえ、2019 年 10 月 税率引上げに際し需要変動の平準化に万全を期す。 (2) 施策の必要性 住宅投資は内需の柱であり、消費税率引上げによる駆け込み需要とその反動減が生じた場合に経済に与 響が大きい。 そのような住宅の特徴を踏まえ、前回の消費税率引上げ時には、住宅着工の駆け込み需要とその反動減 対策として、住宅ローン減税の拡充等の措置を講じた。 さらに、実際には駆け込み需要とその反動減が生じ、住宅着工の落ち込みが見られたことから、住宅着 支えするため、省エネ住宅に関するポイント制度の実施等の対策を追加的に講じた。 2019 年 10 月の消費税率引上げに伴う住宅に係る対策として、住宅ローン減税の拡充措置の継続等を行 が既に決定されているところ。 その上で、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018 について」(平成 30 年6 日閣議決定)(骨太の方針)において、住宅の購入支援について、税制・予算による十分な対策を具体的することとなっている。 この骨太の方針に沿って、前回の消費税率の引上げ時の経験も踏まえ、需要変動の平準化、景気変動ののために必要となる対策について万全を期す必要がある。				た場合に経済に与える影需要とその反動減に係ることから、住宅着工を下話置の継続等を行うことで」(平成30年6月15分な対策を具体的に検討				
本要: 対応: 縮源	する	_								6 1

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	骨太の方針において、「2014年4月の消費税率引上げ時に耐久消費財を中心に駆け込み需要とその反動減が生じたことを踏まえ、2019年10月1日の消費税率引上げに際し、税率引上げ後の自動車や住宅などの購入支援について、需要変動を平準化するため、税制・予算による十分な対策を具体的に検討する。」こととされた。
	政策の 達成目標	_
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	_
	同上の期間中 の達成目標	_
	政策目標の 達成状況	_
有効性	要望の措置の 適用見込み	_
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	_
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	消費税率引上げを踏まえた住宅取得対策(国税)
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	2019 年 10 月の消費税率引上げに際し、税率引上げ後の支援について、需要変動を平準化するため、過去に講じた措置の効果も踏まえ、税制・予算による総合的な対策について、予算編成過程で検討する。 (参考) 住宅について前回の消費税率引上げに関連して実施した予算措置・すまい給付金・省エネや耐震化に資するポイント制度・住宅金融支援機構の金利優遇
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	2019 年 10 月の消費税率引上げに際し需要変動の平準化に万全を期すため、税制措置及び財政措置の 総合的な措置を要望するものである。
	要望の措置の 妥当性	
	ページ	26 — 2

税負担軽減措置等の 適用実績	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	_
ページ	26 — 3